

岩手県告示第356号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

令和2年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和2年5月18日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 三陸土建株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ五丁目15番12号
 - (3) 代表者の氏名 木下伸一
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般・特-29）第5906号
- 3 処分の内容 営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 鋼構造物工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
 - (2) 期間 令和2年6月2日から同月4日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者及び同社の従業員は、同社が請け負った骨材プラント専用橋工事現場において、土止め支保工作業主任者を選任せず、また、H鋼の落下、土止め壁の崩落等の危険を未然に防止すべき業務上の注意義務があったにもかかわらずこれを怠り、労働者1名を同H鋼の下敷きにさせ、死亡させたことにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反及び刑法（明治40年法律第45号）第211条前段に規定する業務上過失致死の罪に当たるものとして、盛岡簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第3号に該当すると認められる。